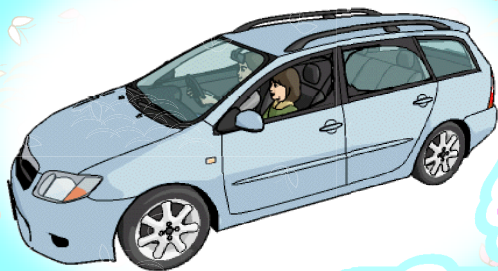


マイカー

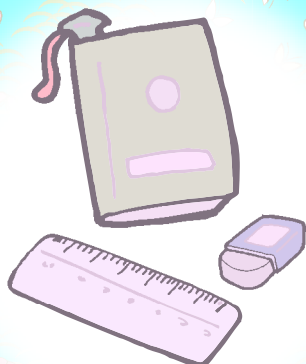


レジャー



おかしん 特別金利 定期積金

(自動解約)



教育

定期積金 3年

年0.10%

(税引後0.079%)



結婚

ご利用いただける方	年金振込指定・給与振込指定および家賃収入等定期的な入金がある個人のお客さま（個人事業主を含む） ※年金・給振指定口座からの引き落としに限ります。
取扱期間	2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月) ※販売状況等によりお取り扱い期間中であってもお取り扱いを終了させていただく場合があります。
掛込額	2万円以上/月(万円単位) 自動口座引き落とし扱いのみ
預金の種類	定期積金 3年
適用金利	年0.10% (税引後0.079%)
払戻方法	満期日以降に給付契約金を支払います。当初満期日の前日までにすべての掛金の振込みが完了している場合は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額を、自動振替口座に入金します。
中途解約	満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ・初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利息 ・初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定年利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とする)
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または顧客相談室(9時～17時、フリーダイヤル:0120-102-156)にお申し出ください。
紛争解決措置	愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時～16時)にお申し出ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の通帳記載の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による利息をいただきます。 ・払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している時は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額を、自動振替口座へ入金します。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

2024年4月1日現在

詳しくは当金庫の窓口または [0120-508-153](tel:0120-508-153) にてお尋ねください。